

受験生・関係者のみなさまへ

令和 4(2022) 年度入学者選抜に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した 試験実施のガイドライン

【令和 3 年 9 月 22 日決定】

※新たな感染の拡大等に伴い、改めて本ガイドラインの内容を更新・修正等を行う場合があります。

令和4（2022）年度入学者選抜における 新型コロナウィルス感染症対策について

文部科学省から通知のあった「令和3年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日付け3文科高284号）」及び「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウィルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和3年6月4日決定）」に記載の「基本的な考え方」をもとに、本学では、以下の通り、対応策を講じることとします。

なお、今後の感染の拡大状況によっては、本ガイドラインの内容について検討し、必要な更新・修正等を行いがなら対応をしていきます。

【基本的な考え方】（抜粋）

（「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウィルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」より）

令和3年度大学入学者選抜の実施については、令和3年1月7日「新型コロナウィルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウィルス感染症対策本部決定）において、緊急事態宣言が発令された中にあっても、「実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する」ことが決定され、実際、試験を実施する大学の徹底した感染症対策をはじめ、多くの関係者の協力等もあり、特段大きな混乱もなく実施された。

- 試験実施の特徴としては、受験生が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、
①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密室場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底による感染拡大の防止策を講じておけば、むしろ社会経済活動としては、その感染拡大のリスクは、日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い。
- 受験生にとっての大学入試が持つ意義について考えた場合、入試はそれぞれの将来の進路を実現させるためのステップであり、これまでの努力の成果を試す重要な機会である。令和4年度大学入学者選抜においても、その実施について広く社会的な理解を得ておくことが重要である。

試験室の衛生管理体制について

I. 事前の準備、試験当日

1. 試験室について

(1) 試験室等の設定

試験室（大学入学共通テストを除く）及び面接等の控室における受験者数の設定においては、使用教室の収容定員の半数程度以内で設定します。

(2) 試験室等の机、椅子の消毒

試験室及び面接控室等の机、椅子は試験実施前後にアルコール消毒液を使用し消毒を行います。試験開始前の 72 時間以内に、試験場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒する。

(3) 試験室ごとの手指消毒の実施

試験室等の入口にアルコール消毒液を設置し、試験室への入退出時に手指消毒することを義務付けます。

(4) 換気の実施

試験室においては、試験前および休憩時間中に換気を行います。また、面接等控室については、ドア・窓を常時開けておくこととします

(5) 昼食時の試験室利用

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、待機室、食事用控室、学生食堂の開放等は行わず、昼食の必要がある場合には試験室内の自席での飲食を認めます。

2. 試験室の座席間の距離の確保

試験室ごとに、数や大きさ、受験者数が異なりますが、あらかじめ感染拡大の防止策を講じたうえで、試験室及び面接等の控室の座席配置については、左右 1 メートル程度の距離を確保します。

3. マスク、速乾性アルコール製剤の準備、マスク着用の義務付け

(1) 試験場内では、受験生、試験監督者等にマスク（不織布マスク推奨）着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けます。なお、未所持者には大学からマスクを提供します。また、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室を設けます。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にはなりません。

(2) 試験室等ごとに速乾性アルコール製剤を配置します。

4. 試験監督者等の体調管理等

- (1) 教職員全員に対して、毎朝出勤時にサーマルカメラでの検温を義務付けし、体調管理を徹底します。
- (2) 試験監督者等の体調不良者の代替者を確保する観点から、待機監督者を増員します。

5. 医師、看護師等の配置

発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、試験実施に際して、救護員として医師もしくは看護師を配置します。

6. 別室の確保

- (1) 発熱（37.5度未満）・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者のための別室を設定します。なお、当該別室は、基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生のための別室とは別に設定します。
- (2) 別室における座席配置については、概ね2メートル以上の間隔で設定します。

7. 面接試験、実技試験の実施

本学では、面接・プレゼンテーション・ピアノ実技の実施について、原則対面で行うこととしています。

なお、対面での実施にあたっては、以下の感染防止対策を講じます。

- (1) 受験生と面接員等は、原則マスク（不織布マスク推奨）着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けます。なお、マスクは未所持者には大学からマスクを提供します。
- (2) 受験生と面接員等との距離を2メートル以上確保し、両者の間に飛沫感染防止のパーテーション等を設置します。
- (3) 面接実施中も教室等の外窓を開放して換気を行います。
- (4) 受験生には、入室前、退出後の手指の消毒を義務付けします。
- (5) 面接室、審査室、ピアノ実技室については椅子、手すり、使用する機材（パソコン、ピアノ）を受験生ごとに消毒を行います。

8. 試験場への入場方法の検討

入場時の混雑を避けるため、各試験の試験室等への入室開始時刻を15分早めます。

また、一定間隔をあけて入室をうながすよう、試験室近くに誘導員を配置します。

9. トイレの使用

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、以下の内容の感染防止対策を講じます。

- (1) トイレ、洗面台は試験実施前後に消毒を行います。
- (2) 入口等には手洗いを促す案内掲示を行います。
- (3) 混雑を避けるために、複数のトイレへの誘導掲示を行います。
- (4) トイレ内の換気は、可能な範囲で適宜行います。
- (5) 発熱・咳等の症状のある受験生や無症状の濃厚接触者に該当する受験生に対し別室での受験を認めた場合は、トイレを別に確保します。

10. 試験終了時の試験室からの退出方法

終了時の混雑を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず、列ごとに退出の順番を決めて、監督者のアナウンスで一定間隔をあけて退場させます。

11. 保護者控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者、付添者の控室は設置しません。ただし、受験上の配慮決定者で付添が必要な場合など、事前に申し入れのあった場合には、受験生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認めることができます。

12. 試験監督者等に対する感染対策の要請

教職員の感染予防対策について、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践することや感染リスクが高まる「5つの場面」(飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間で共同生活、居場所の切り替わりといった場面)を回避することを要請します。

また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を励行します。

13. 試験当日の試験場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、受験生全員に一律に行なうことはいたしません。ただし、試験場の入り口等での案内紙の掲示により、発熱・咳等の症状がある場合はその旨を申し出させ、非接触体温計などによる検温を行います。

II. 試験終了後

1. 試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、試験後7日をめどに、検温や体調を観察することを要請します。

2. 保健所等の行政機関への協力

加古川市福祉課、加古川健康福祉事務所と事前に情報共有するための体制を構築し、試験終了後、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、速やかに報告し、情報提供等行う。

受験生に対する要請事項について

1. 感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認すること。

2. 医療機関での受診

試験日の2週間前程度から発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

3. 受験できない者(別入試への受験振替等)

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者は受験できること。

【兵庫大学における新型コロナウイルス罹患者の別入試への受験振替等について】

新型コロナウイルスに罹患し、試験日までに医師から治癒したと診断されていない者や試験日直前に保健所等から濃厚接触者に該当するとされ、発熱・咳等の症状があり試験当日の検温で37.5度以上の熱がある者は、受験をすることができません。

これらの理由によって、受験を予定していた試験（入学検定料を納付済）が受験できなくなった場合、受験生の意志を確認し、別入試への受験振替等を行います。

その際の入学検定料は、新たに徴収いたしません。

4. 無症状の濃厚接触者*への対応

発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、以下のいずれの要件も満たしている場合は、受験を認める。

*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者

i) 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査）の結果、陰性であること

※検査結果が判明するまでは受験不可である。

ii) 受験当日も無症状であること※保健所において濃厚接触者であることやPCR等の検査の結果が陰性であることの申告をあらかじめ受け、上記i)及びii)の要件を満たすことを確認した上で受験を認める。

iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

※該当者に対し、あらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求める。

iv) 終日、別室で受験すること※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、原則、新たな別室を設ける。

5. 受験の取り止め(別入試への受験振替等)

試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、受験の振替え等を検討すること。

6. 試験当日における対応

発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、受験の振替えを検討すること。また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスク（何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ大学に相談すること）を持参し、試験場では、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食時、入退場時等における他者との接触、会話を極力控えること。

7. 試験当日の服装、昼食

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う場合があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、試験場で食堂の営業等は行わないため、昼食が必要な場合は持参し、あらかじめ指示された時間内に自席で食事をとること。

8. 予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

9. 「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。